

資料3

福岡県消費者教育推進計画（第3次）
の実施状況について

福岡県消費者教育推進計画（第3次）について

1 計画策定の趣旨

消費者教育の体系的・総合的な推進に資するよう、消費者教育として必要な内容、効果的な方法、教育の担い手の育成の在り方の方向性を示し、自立した消費者の育成を目指す。

2 計画期間

令和6～12年度（7年間）

3 計画の概要

別紙「福岡県消費者教育推進計画（第3次）（概要）」のとおり

4 「成果目標（KPI）」の現状

本計画から新たに、2つのKPIを設定。

- ① 「県消費生活センター」や「市町村の消費生活センター・相談窓口」の認知度の向上（90%以上）
- ② 「商品やサービスの購入・契約の際、表示や説明を十分に確認するなどの行動ができる消費者」の比率の向上（50%以上）

KPI	R5 県民意識調査	R6臨時県政モニターアンケート (参考値)	R12時点 目標
県消費生活センターや市町村の消費生活センター・相談窓口の認知度	80.3%	65.3%	90.0%
「商品やサービスの購入・契約の際、表示や説明を十分に確認するなどの行動ができる消費者」の比率	15.7%	36.4%	50.0%

5 消費者教育に係る施策・事業

別紙一覧のとおり（県警察本部、県弁護士会、県司法書士会及び県金融広報委員会の取組を含む）

計画の基本的考え方

1 計画の趣旨

消費者教育に総合的・体系的に取り組み、自立した消費者を育成

2 計画の位置づけ

消費者教育推進法第10条第1項に基づき、国の基本方針を踏まえて策定する「都道府県消費者教育推進計画」

3 計画の期間 令和6年度～12年度(7年間)

4 計画の推進体制 福岡県消費生活審議会の意見を踏まえ推進



消費者を取り巻く現状

1 社会情勢の変化

- (1) デジタル化の進展 … デジタル取引の増加(電子商取引規模拡大)、決済手段の多様化・高度化
- (2) 消費者の多様化 … 高齢化の進行、障がい者の増加、成年年齢の引下げ、孤独・孤立の顕在化など
- (3) 消費者関連法の改正等 … 特定商取引法(送り付け商法対策)、消費者契約法(取消権行使期間の伸長)、民法(成年年齢引下げ)、学習指導要領(社会・家庭科等に消費者教育関連の記載充実)
- (4) 環境に配慮した商品や仕組み … 消費行動を通じた消費者市民社会・SDGsの実現



2 福岡県における消費生活相談の状況

- ・令和4年度の相談件数は48,906件(近年は5万件前後で推移)。高齢者からの相談が高水準で推移
- ・令和4年度の相談について、商品・役務別では、化粧品・エステティックに関するものが急増
- ・幅広い年代からインターネット関連の相談が増加の傾向



3 消費生活に関する県民の意識等

(1) 県民意識調査

- ・消費者問題に関心を持ち、商品やサービスの購入・契約の際、表示や説明を十分に確認するなどの行動をとっているのは、全体の約16%
- ・若年層は、他の年代と比べ、消費者問題への関心が低く、契約内容の確認など被害に遭わないための行動をとっている割合が低い
- ・7割以上が、コロナ禍を経て、「キャッシュレス決済の利用が増えた」など消費行動に変化が生じたと回答
- ・消費者トラブルの相談先は「家族や知人など身近な人」が最も多く、トラブル経験者の34%。行政窓口利用者は約6.5%
- ・県及び市町村の消費生活センター・相談窓口の認知度は約80%

(2) 学校等調査

- ・小・中・高、特別支援学校等では、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じた教育を実施
- ・大学、専門学校等では、46%が入学時のオリエンテーションで、27%が授業で教育を実施。一方、約12%が未実施

(3) 市町村調査

- ・全ての市町村において、出前講座の実施や啓発教材の配布等、消費者教育に係る取組を実施



取り組むべき課題

1 若年者への重点的な啓発等の実施

- ・知識や経験の不足などのせい弱性につけ込まれ、消費者トラブルに巻き込まれる可能性
- ・学校内外での若年者への消費者教育の充実が必要



2 高齢者や障がいのある人への重点的な啓発等の実施と見守りを行う者への情報提供

- ・地域社会とのつながりの希薄化などを背景に、消費者のトラブルの深刻化懸念
- ・本人への啓発等のほか、見守り支える地域の支援者によるネットワークの構築が必要



3 デジタル化に対応した消費者教育の推進

- ・デジタル化の急速な進展により、デジタルサービスを賢く利用し、トラブルから自らを守るために知識、他者に被害を与えないための情報モラル等を身に付けることが必要



4 消費者市民社会の形成に参画する消費者の育成

- ・自らの消費行動が社会に影響を与えることを認識し、持続可能性に配慮した消費行動を行うことが必要
- ・体系的な学習の機会や情報の提供が必要



消費者教育推進のための取組～施策の方向と具体的な取組～

KPI(成果目標)

- ・「県消費生活センター」や「市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口」の認知度の向上(90%以上)
- ・「商品やサービスの購入・契約の際、表示や説明を十分に確認するなどの行動ができる消費者」の比率の向上(50%以上)

※朱書きは、前計画に記載ないものの同期間に始めた主な取組等



(1) 各ライフステージでの体系的・継続的推進

- | | |
|-----------------|---|
| ① 小学校・中学校・高等学校等 | ・学習指導要領に基づく各教科等での授業
・動画教材等のデジタル教材の活用の促進
・高等学校への消費者トラブルに関する情報の提供 |
| ② 大学・専門学校等 | ・専門的知識を有する外部講師の活用の促進
・大学等への消費者トラブルに関する情報の提供 |
| ③ 地域社会 | ・公民館等における出前講座の実施
・高齢者や障がいのある人を見守る人等への権利擁護等に係る研修
・消費生活サポーターの育成 |
| ④ 家庭 | ・SNS等を活用した消費者トラブルに関する情報の提供
・フィルタリング普及啓発活動の実施 |
| ⑤ 職域 | ・事業者に対して、社員対象の出前講座の実施
・商工関係団体による事業者への研修会を活用した啓発 |



(2) 消費者の多様な特性に応じたアプローチ

- | | |
|------------------|---|
| ① 若年者 | ・成人式など若年者が集まる機会をとらえた注意喚起の実施
・インターネット適正利用の推進
・SNS等を活用した若者に多い消費者トラブルに関する情報の発信 |
| ② 高齢者、障がいのある人 | ・ニセ電話詐欺等の被害防止のための取組の実施
・視覚や聴覚に障がいのある人に向けた音声や字幕のある動画の配信 |
| ③ デジタル機器の利用状況等 | ・SNS等を活用した注意喚起の実施
・デジタル機器以外による注意喚起の実施 |
| ④ 誰でも消費者被害に遭う可能性 | ・メディアの適切な活用の推進(パソコン講座開催時にインターネット利用のマナー等を啓発) |



(3) 消費者教育の担い手育成

- ・県や市町村の消費生活相談員等への研修の実施
- ・消費生活サポーターの育成
- ・教員への研修の実施(消費者トラブル対策、法教育、金融教育など)
- ・保護者等を対象とした出前講座の実施(家庭でのルール作りの重要性など)
- ・ケアマネジャーなどの支援者を対象とした講義の実施(消費者トラブル回避のための見守り技法など)



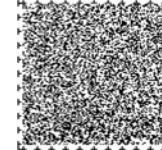
(4) 消費者教育を行う多様な主体の連携、協働

- | | |
|----------------|--|
| ① 関係機関との連携 | ・司法・教育関係者、PTA、消費者団体等で構成する福岡県消費生活審議会を開催
・福祉・司法関係者、県警察等で構成する福岡県消費者安全確保地域協議会を開催
・府内関係課、金融関係者で構成する消費者教育推進連絡会議を開催 |
| ② 市町村の取組に対する支援 | ・市町村の消費生活相談員への助言
・消費生活相談員等への研修の実施
・教材の作成・提供 |



(5) 他の消費生活に関連する教育との連携促進

情報教育、環境教育、食育等、金融経済教育、法教育



福岡県消費者教育施策・事業一覧

	施策・事業名	施策・事業の概要	対象				施策の方向性					令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定	実施機関		
			幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		1 特に若者	2 成人一般	3 高年に 者	4 多様な特性	5 ライフスティージ			
							特に若者	成人一般	高年に 者	多様な特性	担い手育成	多様な主体の連携	教育の消費生活に 関連する			
1	消費者問題に関する情報提供	消費者問題に関する情報提供を、消費生活センターホームページ、啓発パンフレット、啓発DVDの貸出し等により実施する。また、福岡県吉塚合同庁舎1階の消費者サロンにおいて、消費者問題に関するパンフレット、図書、資料、パネル等を展示する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	消費者問題に関する情報提供を、消費生活センターホームページへの掲載、啓発パンフレット配布、啓発DVDの貸出し等により実施。吉塚合同庁舎1階の消費者サロンにおいて、消費者問題に関する資料（パンフレット、ポスター、図書等）を展示。	消費者問題に関する情報提供を、消費生活センターホームページへの掲載、啓発パンフレット配布、啓発DVDの貸出し等により実施。吉塚合同庁舎1階の消費者サロンにおいて、消費者問題に関する資料（パンフレット、ポスター、図書等）を展示。	福岡県消費生活センター
2	大学・専門学校教職員向け研修	大学・短期大学・専門学校の教職員を対象に、最新の消費者被害の情報提供や学生に対する支援の方針等についての研修会を開催する。					○	※			○		○	集合形式による直接受講と録画した講座をYouTubeにて配信する動画視聴による受講の2形式で実施した。 集合研修：令和6年8月9日 参加人数10名 動画配信：令和6年9月2日～令和6年9月30日 配信動画再生回数 計117回	同規模の内容で実施予定	福岡県消費生活センター
3	消費生活サポート育成事業	地域で活動する民生委員、ヘルパー、自治会役員などを対象に、消費者問題についての基礎的な知識を習得するための講座を開催する。					○	○	○	○	○	○	○	・令和6年10月18日から令和7年1月31までの間、消費生活サポート育成講座及び消費生活サポートフォローアップ講座（各全4講座）を実施。 ・4地域及び1市でサポート育成講座を実施。サポート登録者 65名 ・4地域及び1町で既にサポートとして活躍されている方を対象としたサポートフォローアップ講座を実施。受講者 42名	同規模の内容で実施予定	福岡県消費生活センター
4	消費者教育支援事業（教材開発、配布）	市町村が実施する消費者教育に使用される教材の作成・配布					○	○	○	○	○	○	○	以下の消費者教育・啓発資料等を作成し、市町村等に配布した。 ①増えています！定期購入のトラブルに要注意!!(10,000部) ②「悪質訪問販売・購入お断り」ステッカー(16,000部) ③本当に大丈夫?若者もハマる落とし穴(30,000部)	新規パンフレット等を作成する予定	福岡県消費生活センター
5	消費者教育人材育成研修	主に市町村の消費生活相談員を対象に、効果的かつ具体的な講座で活用できる技法や伝え方、消費者教育に関する基本的な知識などについて、演習を含めて消費者教育の担い手向け研修を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	消費者安全確保地域協議会設置促進研修の中の1講座として、令和6年8月26日～令和7年3月10日までの間、インターネットを活用して研修動画を視聴するWEB研修を実施	消費者安全確保地域協議会設置促進研修の中の1講座として実施予定。	福岡県消費生活センター
6	消費者安全確保地域協議会設置促進研修	市町村における消費者の安全確保に資するため、県及び県内の市町村で勤務する消費生活相談員等を対象として、消費者被害の未然防止及び被害回復の体制強化に係る研修を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	消費者教育人材育成研修を含む以下の6講座を実施。 ①消費者全般確保研修（基礎編） ②消費者安全確保研修（応用編） ③消費生活相談専門研修 ④相談対応研修 ⑤相談事例検討会 ⑥消費者教育人材育成研修【再掲】 ①、③、④及び⑥については、WEB研修（録画した研修動画を視聴）を実施（配信期間：①令和6年8月5日～令和7年3月10日、③令和6年8月13日～令和7年3月10日、④⑥令和6年8月26日～令和7年3月10日） ②及び⑤については、集合研修を実施（②:2回、⑤:4回）	同規模の内容で実施予定	福岡県消費生活センター
7	高齢者・障がい者の消費者被害防止事業	高齢者・障がい者の見守りを行う関係団体の職員等に、高齢者・障がい者の消費者トラブルに関する知識や見守り技法等を習得してもらう講座を実施することにより、被害の未然防止を図る。					○	○	○	○	○	○	○	県内の地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、障がい者就業・生活支援センター、特別支援学校等で出前講座を実施（実施回数：44回）。	委託による出前講座実施は令和6年度で終了。関係団体等からの申請に基づき、講座への講師派遣を実施。	福岡県消費生活センター
8	児童養護施設向け出前講座	児童養護施設の入所児童が、退所後に消費者トラブルに遭わないよう支援するため、出前講座を実施する。					○				○	○	○	2施設向けに出前講座を実施	引き続き出前講座を実施予定。	福岡県消費生活センター

福岡県消費者教育施策・事業一覧

	施策・事業名	施策・事業の概要	対象					施策の方向性					令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定	実施機関		
			幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		1 特に若者	2 成人一般	3 高年に者	4 ライフケース	5 多様な特性	担い手育成			
							高齢者	一般	多様な主体の連携	他教育の消費生活に関連する							
全般 9	高齢者・障がい者の消費者被害防止対策推進事業	高齢者・障がい者の見守りを行う関係団体の職員等が研修等で活用できるよう、高齢者や障がい者の消費者トラブルに関する知識や見守り技法等を学べる動画を作成し、周知・啓発を行う。併せて、高齢者・障がい者本人やその家族等が日常の中で啓発動画を閲覧できるよう、短編動画も作成し、周知・啓発を行う。					※	○	○	○	○	○	○	○	実施内容（回数・時期等）	実施内容（回数・時期等）	福岡県消費生活センター
10	消費者安全確保地域協議会	高齢者の見守り活動を行う団体等による協議会を設置し、情報の交換及び消費者安全確保のための取組の協議等を行う。また、4地域毎に地域会を設置する。					○	○	○	○	○	○	○	○	・全体会（9月4日） ・4地域会を開催 福岡地域会：9月25日 北九州地域会：10月9日 筑豊地域会：10月16日 筑後地域会：10月23日	・全体会（9月1日） ・4地域会を開催予定（9月～10月）	全体会：生活安全課 地域会：福岡県消費生活センター
11	消費者教育推進連絡会議	消費者行政部局と教育庁、消費生活に関連する教育を行う環境部、農林水産部等からなる消費者教育推進連絡会議を開催し、情報共有等を図る。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7月4日（書面）	9月22日（書面）	生活安全課
12	学習指導要領に基づく各教科等での授業	小学校（社会科、家庭科）、中学校（社会科、技術・家庭科）、高等学校（公民科、家庭科）、特別支援学校（各教科等）等において学習指導要領に基づいた授業を実施する。	○	○	○				○						各学校の教育課程に沿って、教科等により実施	各学校の教育課程に沿って、教科等により実施	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 私学振興課
13	教員向けセミナー	小・中・高校・特別支援学校、大学等の教員を対象に「消費者教育」「金融経済教育」のセミナーを開催する。	○	○	○	○	○	※			○	○	○	○	・先生のための金融経済教育セミナー —福岡県金融広報委員会主催：8/20(火) —金融広報中央委員会主催： 5/20～オンライン配信・動画公開 ・J-FLEC主催：3/8(土)オンライン 「はじめてのマネーレッスン教職員向け特別編」 ・金融経済教育公開授業（3校） 10/28（月）久留米市立鶴原中学校 11/28（木）飯塚市立庄内小学校 12/5（木）福岡県立若松商業高等学校 ・金融経済教育指導者協議会：1/28(火)	・先生のための金融経済教育セミナー —福岡県金融広報委員会主催：8/4(月) ・金融経済教育公開授業（3校予定） 10/3（金）宮若市立宮田北小学校 10/30（木）行橋市立泉中学校 11/27（木）福岡市立青葉小学校 ・福岡県金融経済教育協議会：5/22(木) ・金融経済教育指導者協議会（1～2月頃予定）	福岡県金融広報委員会
14	教員向けセミナー	小・中・高校の教員を対象に「消費者教育」のセミナーを開催する。	○	○	○		※			○					未実施	未定	福岡県弁護士会
15	一般成人の消費者被害防止事業	本県における消費生活相談件数は年間約5万件と高い水準で推移していることから、新たにSNSを活用した効果的な注意喚起を行うことにより、消費者被害の未然・拡大防止を図るもの。 県消費生活センターへの相談件数がいずれの年代でも上位の商品・サービスである「定期購入」、「美容」、「不動産」の3つをテーマとして、個人のパーソナルデータを活用したYouTube動画（短時間のスキップ不可広告）のターゲット配信を行う。					○		○	○				YouTube及びTverでバンバー広告（スキップ不可）の配信を実施。 【配信期間】 ①定期購入トラブル：令和6年12月1日～令和7年1月31日 ②エステティックサービス：令和7年1月15日～令和7年3月14日 ③不動産賃貸：令和7年1月15日～令和7年3月14日 【視聴回数・視聴率】 ①定期購入トラブル：1,012,713回、99.60% ②エステティックサービス：1,016,343回、99.63% ③不動産賃貸：1,012,338回、99.64%	【実施内容（回数・時期等）】 ①定期トラブル 12月～1月 ②エステティックサービス 12月～1月 ③不動産賃貸 2月～3月	福岡県消費生活センター	

福岡県消費者教育施策・事業一覧

		施策・事業名	施策・事業の概要	対象				施策の方向性					令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定	実施機関		
				幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		1 特に若者	2 成人一般	3 高特に者	4 ライ夫ステージ	5 多様な特性			
								教育の消費生活に 関連する									
環境	16	こどもエコクラブ事業	子どもたちが環境保全活動や環境学習を行う「こどもエコクラブ」の活動を支援するため、活動に必要な資材等を提供するほか、ニーズに応じて、環境学習会や環境関連施設の見学会を開催する。	○	○	○	○			○				○	・こどもエコクラブ交流会 4回開催 ・環境関連イベントの案内等、活動に役立つ情報を提供	・こどもエコクラブ交流会 5回開催 ・環境関連イベントの案内等、活動に役立つ情報を提供	環境政策課
	17	環境教育副読本作成	次世代を担う子どもたちに地球環境問題をはじめとする環境問題を紹介するとともに、これらの環境問題が私たちの日常生活と深く関わっていることを明らかにし、その解決のために自らできることを学んでもらうため、環境教育副読本（小学校高学年向け）及び環境教育副読本資料編（副読本を使用して環境教育を行う教員用）を作成・配布する。		○					○				○	・副読本 28,000部作成 ・資料編 2,000部作成	・副読本 28,800部作成 ・資料編 2,100部作成	環境政策課
	18	地球温暖化対策に係るワークブックの作成	地球温暖化対策に係るワークブックを作成し、家庭における地球温暖化対策への取組を推進する。	○	○					○				○	改訂版を作成し、県ホームページに掲載	改訂版を作成し、県ホームページに掲載	環境政策課
	19	環境月間	6月の「環境月間」に、環境の大さを知り、豊かな福岡県の環境を未来につなぐための啓発活動等を実施する。	○	○	○	○	○	○	○				○	・実施回数：19回 ・実施内容：街頭啓発活動、ロビー展示ほか	・実施回数：15 ・実施内容：街頭啓発活動、ロビー展示ほか	環境政策課
	20	地球温暖化対策推進	地球温暖化防止に向けた取組を推進するため、地域のイベント等への啓発資材の貸出、環境学習会への講師派遣、地球温暖化防止活動推進員による普及啓発等を実施する。	○	○	○	○	○	○	○				○	資材の貸出：180件（エコトレン着ぐるみ貸し出し含む） 講師派遣：116件 普及啓発：49件	資材の貸出：100件程度 講師派遣：125件程度 普及啓発：50件程度	環境保全課
	21	県政出前講座 ①「福岡県の大気環境」 ②「放射能・放射線」 ③「フロン類対策の仕組み」 ④「水質保全と生活排水対策」 ⑤「石綿（アスベスト）から安全に身を守るには」	申込みにより県政出前講座を実施する。 ①「福岡県の大気環境」…光化学オキシダント・微小粒子状物質について、注意報注意喚起が発令された際の注意すべきこと、また福岡県の大気汚染状況の監視体制など ②「放射能・放射線」…身の回りの放射線について、その性質や環境中の状況、福岡県における監視（モニタリング）体制など ③「フロン類対策の仕組み」…フロン類による環境への影響と課題、業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器のユーザーが行なわなければならない対策など ④「水質保全と生活排水対策」…河川等の水質の現況や水質保全に関する県の施策を解説することにより、生活排水の適正処理等について啓発する。 ⑤「石綿（アスベスト）から安全に身を守るには」…石綿（アスベスト）の基礎、建物の解体作業時の留意事項について	○	○	○	○	○	○	○				○	① 0回 ③ 0回 ⑤ 1回 ② 0回 ④ 0回	① 1回 ③ 0回 ⑤ 0回 ② 1回 ④ 0回 ほか、申込に応じて適宜実施する。	環境保全課
	22	県政出前講座 「土壤汚染対策法のしくみ」	土壤汚染対策法の仕組みについて、わかりやすく説明する。						○					○	実施の実績なし	申込みに応じて適宜実施する。	環境保全課
	23	生物多様性についての普及啓発	生物多様性の重要性についての普及啓発を図るために、県政出前講座やイベント等において、普及啓発活動を実施する。	○	○	○	○	○	○	○				○	・夏休み子ども企画展の実施（8月） ・県政出前講座の実施：8回 ・福岡市ロビー展 出展（5月）	・夏休み子ども企画展の実施（7月予定） ・県政出前講座の実施（随時） ・福岡市ロビー展 出展（5月）	自然環境課

福岡県消費者教育施策・事業一覧

	施策・事業名	施策・事業の概要	対象				施策の方向性					令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定	実施機関		
			幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		1 特に若者	2 成人一般	3 高齢に者	4 ライフケースティージ				
							担い手育成	多様な主体の連携	教育の消費生活に関連する							
24	ごみ減量化促進事業	3Rに関する県民の意識高揚、3R活動の活性化を図るため、県内で率先して3Rに取り組む個人やNPO法人に所属している人を、3Rの講習会等（廃材工作・ダンボールコンポスト講座等）へ派遣する。 *3R：Reduce, Reuse, Recycle	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○3Rの達人 実施回数：49回（令和7年3月31日時点）	○3Rの達人 実施予定回数：60回	循環型社会推進課
25	食品ロス削減推進事業	食品ロスの削減を推進するため、食品ロスに関する情報や食品ロス削減に協力する店舗（食べもの余らせん隊）の情報を県のホームページ等に掲載して県民に紹介する。また、優良取組の表彰、地域の学習会等で講義を行う講師（食品ロス削減マイスター）の派遣を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・食べもの余らせん隊の登録・利用促進（随時） ・食品ロス削減ボスターコンテスト応募者数：350人 ・食品ロス削減マイスターの派遣：14回（R7.3.31時点） ・食品ロス削減優良取組知事表彰：8件受賞（R6.10月）	・食べもの余らせん隊の登録・利用促進（随時） ・食品ロス削減マイスター養成講座・派遣（随時） ・食品ロス削減優良取組知事表彰：10月 ※食品ロス削減ボスターR6で終了	循環型社会推進課
26	プラスチック資源循環促進事業	事業者や県民による使い捨てプラスチックの使用削減等の取組みを促進し、循環型社会の構築を図るために、くわおかプラスチック削減キャンペンを実施する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	プラスチック削減キャンペン 強化月間：10月	プラスチック削減キャンペン 強化月間：10月	循環型社会推進課
27	ふくおかプラスチック削減キャンペン等の実施 ①消費者参加型啓発事業 ②プラスチックに関する情報発信の強化	①下記啓発イベントの実施 ・学園祭などのイベント、スポーツ競戦において、イベント主催者や飲食提供事業者と連携し、飲食物をプラスチック代替品やリユース容器を利用して提供する啓発イベント。 ・「ふくおかプラスチック削減協力店」と連携したクイズラリー等ゲーム感覚で親子が参加できる啓発イベント。 ②プラスチック削減に係る情報を一元的に発信・提供できる機能を付加したポータルサイト「プラスチック削減応援サイト」を構築し、効果的・効率的な情報発信を実施。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①実施時期／期間：10月 実施回数：4回 ②令和5年9月22日～	①実施時期／期間：10月～11月 実施回数：連携先の数による ②（情報発信を継続）	循環型社会推進課
28	県民参加の森林づくりの推進	森林に関する知識や理解を深めてもらうため、森林インストラクター等を小学校へ派遣し森林環境教育を実施する。	○						○			○	○	実施校数：31校 実施時期：5月～2月	実施校数：34校 実施時期：5月～2月	林業振興課
29	水産資料館の一般開放	福岡県水産業と海や川の環境への関心・理解を促進するため、水産海洋技術センター水産資料館を一般開放し、情報の提供や体験イベント等を実施する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	随時・通年	随時・通年	漁業管理課 (水産海洋技術センター)
30	農業資料館の一般開放	福岡県農業の歴史と農業への関心・理解を促進するため、福岡県農業資料館を一般開放し、情報の提供を行つ。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	随時・通年（5月～3月）	随時・通年（5月～3月）	農林水産政策課 (農林業総合試験場)
31	農林業総合試験場の一般開放	福岡県農業の歴史と農業への関心・理解を促進するため、農林業総合試験場を一般開放し、情報の提供や体験イベント等を実施する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	年1回・11月	実施未定	農林水産政策課 (農林業総合試験場)
32	「水の日」、「水の週間」に関する啓発	「水の日」（8月1日）及び「水の週間」（8月1日～7日）に水の貴重さや水資源開発の重要性等への理解や関心を高めるため、節水PR街頭キャンペーン等による広報や中学生水の作文コンクールを行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・節水PR街頭キャンペーン（8/1に博多駅、西鉄久留米駅で実施） ・中学生水の作文コンクール（応募学校8校、応募人数628人）	・節水PR街頭キャンペーン（8/1に博多駅、西鉄久留米駅で実施予定） ・中学生水の作文コンクール（例年どおり実施済 応募学校7校、応募人数569人）	水資源対策課

福岡県消費者教育施策・事業一覧

事業区分	事業名	事業の概要	対象				施策の方向性					令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定	実施機関		
			幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		1 特に若者	2 成人一般	3 高齢に 者	4 ライ フス テ ー ジ	教育の消費生活に 関連する			
							担い手	育成	多様な主体の連携							
消費者市民社会の構築	田んぼの学校（田植え・稲刈り農業体験）	県内2~4校の小学生5年生若しくは4年生を対象に、農業体験や農業用施設の見学を通じて、田んぼの持つ役割や重要性、多面的機能について理解を深めてもらう。	○						○				○	北九州市から小学校1校5年生 40人が参加 田植え6月、稲刈り10月に実施 場所 築上郡上毛町 福岡市から小学校1校5年生 70人が参加 田植え6月、稲刈り10月に実施 場所 朝倉市黒川	北九州市から小学校1校5年生 39人、6月に田植え実施、10月に稲刈り実施予定。場所 築上郡上毛町 福岡市から小学校1校5年生50名、5月に田植え実施、10月に稲刈り実施予定。場所 朝倉市黒川	農山漁村振興課
	農林漁業体験ツアー	ふくおか地産地消応援ファミリー登録者を対象として、体験を通じて県の農林水産業や農山漁村地域への理解を深めてもらうツアーを実施する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	35回	30回	食の安全・地産地消課
	学校給食への県産農林水産物の導入支援	学校給食への県産米、県産ノリ等の導入を支援する。	○	○					○				○	随時・通年（県産米）	随時・通年（県産米）	食の安全・地産地消課 水産振興課
	食育・地産地消月間キックオフイベント	広く県民に食育と地産地消への理解を深めてもらうため、イベントを開催する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回	1回	食の安全・地産地消課
	食育出前講座	学校給食と関連した食育出前講座を実施する。	○	○					○				○	39回	38回	食の安全・地産地消課
	子どもが作る「ふくおか弁当の日」の推進	子どもが作る「ふくおか弁当の日」について、実務者及び保護者等に広く啓発し、子どもが作る「弁当の日」への理解を深め、推進を図るため、実施状況等についての動画や取組事例を研修会等で紹介する。	○	○	○		※		○				○	「子どもが作る『ふくおか弁当の日』」の動画を作成し、関係機関へ周知した。	「子どもが作る『ふくおか弁当の日』」の動画や取組事例を各研修会等で紹介。	体育スポーツ健康課
	学校給食フェア	学校給食の意義やねらい、学校給食用物資の安全性等についての理解を深めるとともに、「食」に関する興味関心を高め、家庭における食生活の改善や子供達の望ましい食習慣を形成するため、料理教室等を実施する。	○	○	○	○	○	○	○				○	令和7年3月2日（日）に九州芸文館において開催し、親子料理教室や食育体験コーナー、食育クイズ、学校給食の展示及び販売等を実施した。（参加者数：465名）	令和8年2月15日（日）に宗像市にあるメイトム宗像で開催予定。	体育スポーツ健康課
	学校給食レシピコンクール	学校給食の意義や福岡県産品への理解を深めるとともに、食に関する興味関心を高め、地域・家庭における食生活の改善や子供の望ましい食習慣を形成するため、中学生を対象に地場産物を用いた学校給食レシピを募集する。		○					○				○	令和6年6月上旬に募集を開始し、令和7年2月上旬に入賞作品を決定。学校給食フェアにおいて、入賞者を対象とした表彰式を開催。応募数：2,980点、最優秀賞：1点、優秀賞：3点、優良賞：6点。	令和7年6月中旬に募集を開始。令和8年2月15日（日）学校給食フェアにおいて、入賞者を対象とした表彰式を開催予定。最優秀賞：1点、優秀賞：5点、優良賞：8点。	体育スポーツ健康課
法教育	「法教育センター」による弁護士の出前授業	小・中・高校等で、「法教育」の一環として「ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止」やネットトラブル防止などの弁護士による出前授業を実施する。	○	○	○				○	○			○	「ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止」やネットトラブル防止などをテーマとして出前授業を実施（小学校13回、中学校8回、高校4回） ※上記以外のテーマも含めると、小学校14回、中学校13回、高校15回、特別支援学校1回実施	同様の内容を実施予定	福岡県弁護士会
	「弁護士の学校派遣（出前授業）」における消費者教育の重点化	成年年齢引き下げに対応して若年層への消費者教育充実を図るため、福岡県弁護士会法教育センターが従前より実施している「弁護士の学校派遣（出前授業）」において、特に消費者教育に重点を置いた取り組みを行う予定である。	○	○	○	○		○	○			○	○	消費者教育（成年年齢引き下げに伴うトラブルなど）をテーマとして実施した出前授業の回数：高校5回、特別支援学校1回 ※上記以外のテーマも含めると、小学校14回、中学校13回、高校15回、特別支援学校1回実施	同様の内容を実施予定	福岡県弁護士会
	紙芝居による「法教育」	主に小学校5年生以上を対象とし、学校に司法書士を派遣して「きまり・ルール」が必要な理由等について、文理解釈・目的論的解釈を行いながら『考える』授業を実施する。 また、中学校、高等学校、大学等や社会人向けの授業も行う。	○	○	○	○	○	○	○	○			○	13回（随時）	41回（随時）	福岡県司法書士会

福岡県消費者教育施策・事業一覧

	施策・事業名	施策・事業の概要	対象				施策の方向性					令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定	実施機関		
			幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		1 特に若者	2 成人一般	3 高齢に者	4 ライフケースティージ				
							特に若者	成人一般	高齢に者	ライフケースティージ	多様な特性	担い手育成	多様な主体の連携	教育の消費生活に関連する		
44	成年後見に関する講義	一般市民や、高齢者や障害のある人を見守る人等を対象に、権利擁護に係る研修として成年後見制度に関する講義を行う。					○	○	○	○	○	○	○	1回（随時）	0回	福岡県司法書士会
	成年年齢引下げに関する法律講座	成年年齢引下げが令和4年4月から施行されたことに伴い、当事者である若者はもちろんのこと、若者の周りの教員等にも法改正の概要やその影響を周知するための講義を行う。		○	○	○		○	○	○	○	○	○	1回	0回	福岡県司法書士会
	障がい者がつくる「まごころ製品」売上げ向上支援事業	まごころ製品（障がいのある人が作る製品や提供するサービス）のPR強化や農福連携マルシェの開催といった農福連携の促進等に取り組む。		○	○	○		○	○	○	○	○	○	・まごころ製品販売会の開催 県庁ロビー（7月、障害者週間）、総合庁舎（定期、障害者週間）、議会棟（障害者週間） ・農福連携マルシェの開催（1か所）	・まごころ製品販売会の開催 県庁ロビー（7月、障害者週間）、総合庁舎（定期、障害者週間）、議会棟（障害者週間） ・農福連携マルシェの開催（1か所）	障がい福祉課
47	青少年国際理解促進支援事業	青少年の異文化理解やグローバル化への対応力を高めるため県内の小・中・高等学校等に海外からの留学生や青年海外協力隊OB・OGを講師として派遣する。また、国際理解教育の実践例の紹介や講師のスキルアップ講座等を行う。	○	○	○		※		○				○	・県内小中高校生等向けに海外からの留学生や青年海外協力隊OB・OGを派遣。（87件実施、168名派遣） ・国際理解教育に关心を持つ方を対象に、授業の事例等を紹介。 (6月、オンラインで1回実施、68名参加) ・国際理解に关心がある青少年を対象に、外国文化を体験できるイベントを実施。 (7月、1回実施、24名参加) ・国際理解教室の開催に向けた講師のスキルアップ講座を実施。 (2月、1回実施、24名参加)	・県内小中高校生等向けに海外からの留学生や青年海外協力隊OB・OGを派遣。（年100回程度） ・青少年が自発的に、直接外国人と交流を深める「国際理解の場」を提供。（年2回程度） ・国際理解教室の開催に向けた講師のスキルアップ講座を実施。（年2回程度）	国際局国際政策課
	ジェネリック医薬品使用促進事業	ジェネリック医薬品の使用を促進するため、県民向け啓発資材の作成・配布等を実施する。			○	○	○						○	リーフレットの作成・配布：69,220部 シールの作成・配布：74,151部	リーフレット、シールの作成・配布	薬務課
その他49	計量に係る普及啓発	小学生を対象としたおもしろ計量教室や一般消費者を対象とした計量モニター等の実施。また、計量関係団体・県内3特定市等と共同で広報活動に取り組むなど、計量に関する正しい知識の普及・啓発を図る。	○			○	○	○	○				○	①おもしろ計量教室 小学生300名を対象に実施（R6年10月～R7年2月） ②夏休み親子の計量体験 小学生親子を対象に4回実施（R6年8月） ③計量ひろば 一般消費者を対象に1回実施（R6年11月） ④計量教室 一般消費者を対象に1回実施（R6年9月） ⑤計量モニター 一般消費者を対象に1回実施（R6年9月中旬～1ヶ月間）	①おもしろ計量教室 小学生300名を対象に実施（R7年10月～R8年2月） ②夏休み親子の計量体験 小学生親子を対象に4回実施（R7年7月、8月） ③計量ひろば 一般消費者を対象に1回実施（R7年11月） ④計量教室 一般消費者を対象に1回実施（R7年9月） ⑤計量モニター 一般消費者を対象に1回実施（R7年9月中旬～1ヶ月間）	商工政策課（計量検定所）
50	エスカレーター歩行禁止推進事業	エスカレーターにおける、片側を空ける習慣を改め、全ての人が安全で安心してエスカレーターを利用できる県民意識を醸成する。	○	○	○	○	○	○	○	○			○	エスカレーターの安全利用に係る啓発物の掲示等	エスカレーターの安全利用に係る啓発物の掲示等	生活安全課
51	歩きスマホ防止の啓発	交通事故や歩行者間における事故の要因となる歩きスマホの防止について、ポスター・チラシの配布等により周知する。	○	○	○	○	○	○	○	○			○	・四季の交通安全県民運動を通じて、県民に対し、歩きスマホ防止を呼び掛ける。	・四季の交通安全県民運動を通じて、県民に対し、歩きスマホ防止を呼び掛ける。	生活安全課

福岡県消費者教育施策・事業一覧

	施策・事業名	施策・事業の概要	対象				施策の方向性					令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定	実施機関		
			幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		1 特に若者	2 成人一般	3 高齢に 者	4 多様な特性	5 ライフステージ			
							特に若者	成人一般	高齢に 者	多様な特性	担い手育成	多様な主体の連携	教育の消費生活に 関連する			
5 2	福祉のまちづくりに 関する普及啓発	福祉のまちづくり条例に基づき届出内容の審査お よび技術的助言を行い、建築物のバリアフリー化 に取り組む。					○	○	○				○	届出審査件数 約150件	届出審査件数 約150件	建築指導課
5 3	スマホに頼らない乳 幼児期の遊び方講座 講師育成事業	乳幼児と保護者が交流する子育て支援センターの 職員等を対象に、乳幼児期に必要な体験活動につ いて啓発する保護者向け講座の講師育成研修を実 施する。					○	※	○	○	○	○	○	① 基礎編：1回 10月6日（月） ② 応用編：2回 11月4日（火）・11月11日（火） ③ 実践編：12回 12月頃	① 基礎編：1回 10月6日（月） ② 応用編：2回 11月4日（火）・11月11日（火） ③ 実践編：12回 12月頃	青少年育成課
5 4	製品事故・リコール 情報の提供	独立行政法人製品評価技術基盤機構等から提供さ れるリコール等の注意喚起情報をホームページや 市町村へのメール配信等により周知する。					○	○	○	○	○			年50回程度（通年）	年50回程度（通年）	福岡県消費生活セン ター
5 5	食品表示・食の安全 に関する普及啓発	景品表示法に基づく食材等の不当表示について県 ホームページを通じて県民に普及啓発を行つ。					○	○	○				○	随時・通年	随時・通年	福岡県消費生活セン ター
5 6		食品表示法に基づく栄養成分表示の見方等につい て、各種講習会を通じ普及啓発を行う。					○	○	○				○	○食品表示（保健事項）に関する講習会 実施回数：13回 参加者数：307名	○食品表示（保健事項）に関する講習会 保健福祉（環境）事務所及び本庁において各1回 程度実施	健康増進課
5 7		食品の安全に関する講演や講習会を開催し、食中 毒の予防や食品表示法に基づく食品表示等につい ての正しい知識の普及啓発を図るとともに、食品 に関するリスクコミュニケーションを実施する。					○	○	○				○	19回	20回程度	生活衛生課
5 8		食品表示法に基づく品質表示の見方等について、 各種講習会を通じ普及啓発を行う。					○	○	○				○	随時・通年	随時・通年	食品安全・地産地消 課
5 9	ふくおか医療情報 ネット	病院等の医療機能情報の内容をインターネットに より県民に情報提供し、適切な病院等の選択を支 援する。					○	○	○				○	病院等の医療機能情報の内容を「ふくおか医療情報ネット」 により県民に情報提供を行った。	「ふくおか医療情報ネット」により県民に医療機能 情報を提供し、適切な病院等の選択を支援する。 県民の方の適切な病院等の選択を支援することで、消 費者の暮らしをより良いものにすることを図ってい く。	医療指導課
6 0	くすりと健康フェア	医薬品や薬剤師等の専門家の役割に関する正しい 知識を広く県民に普及啓発するため、体験型・相 談型のブースイベントを開催する。					○	○	○				○	・新聞・WEB広告やSNSツール（Youtube・Facebook）の活 用による啓発（9/25～10/23） ・10月19日の「くすりと健康フェア2024」で、ステージイ ベント・相談ブース設置を実施した。	R7.10にイベントを実施予定。またSNSを用いた啓発 なども引き続き実施予定。	薬務課
6 1	薬物乱用防止対策事 業	覚醒剤・大麻等の薬物乱用を防止するため、街頭 キャンペーンや講習会等を開催することにより県 民に対し啓発を行う。薬物乱用防止に必要な啓発 資材の作成・配布を行う。	○	○	○	○	○	○				○	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6～7月） 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止月間（10～11月） 講習会講師派遣等：通年 リーフレット：70,000部 県内12か所において、街頭キャンペーンを実施。 (大雨のため1か所は街頭キャンペーンを中止)	同様の内容を実施予定	薬務課	
6 2	介護サービス情報の 公表	介護保険サービスの利用者が適切な事業者を選択 できるよう、事業者が提供するサービスの内容や 運営状況を「介護サービス情報公表システム」 （厚生労働省管理）を通じ提供する。					○						○	実施期間：6月～3月	随時・10ヵ月間	介護保険課
6 3	県政出前講座「みん なで支える介護保 険」	申込みにより実施する。 介護保険制度の仕組みと介護サービスの利用開始 までの流れについて説明する。					○	○					○	令和6年度実績 5回	申込みに応じて適宜実施する。	介護保険課

福岡県消費者教育施策・事業一覧

	施策・事業名	施策・事業の概要	対象				施策の方向性					令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定	実施機関		
			幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		1 特に若者	2 成人一般	3 高年に者	4 ライフケースティージ	実施内容（回数・時期等）	実施内容（回数・時期等）		
							担い手育成	多様な主体の連携	教育の消費生活に関連する							
安全	6-4 ふくおか子育てマイスター認定研修	子育てに関する最新の知識の一つとして、子どもとの病気やケガの対応、事故防止等についての研修を実施する。	○					※	○				○	9月～12月、県内4地域で各1回開催	10月～12月、県内4地域で各1回開催	子育て支援課
	6-5 建築物耐震化促進事業	建築物の耐震化の必要性について周知を図るために、耐震改修の現状や必要性についての講習会を開催する。					○	○	○				○	4回（飯塚市R7.2.6、福岡市R7.2.17、北九州市R7.3.5、大牟田市R7.3.15）	1～3月頃4回（4会場）	建築指導課
	6-6 住宅情報提供推進事業	福岡県建築住宅センターにおいて、住宅に関する様々な情報を提供する。					○	○	○				○	相談業務：通年 生涯あんしん住宅展示：通年 手引きの作成：720部	相談業務：通年 生涯あんしん住宅展示：通年 手引きの作成：620部（予定）	住宅計画課
	6-7 薬物乱用防止教育	青少年による覚醒剤・大麻等の薬物乱用を根絶するため、小・中・高等学校等において薬物乱用防止の教育を行う。	○	○	○								○	・薬物乱用防止教室実施回数 384回	随時、通年	警) 少年課
	6-8 薬物乱用防止教室事業	学校における薬物乱用防止教育の一層の充実を図るために、教職員に対する薬物乱用に関する最新情報や効果的な指導法を習得する研修会を実施する。	○	○	○		※						○	北筑後・南筑後教育事務所管内の市町村立学校教員及び県立学校教員（各学校必ず1名参加）を対象に研修会を実施。 ※6/19, 20, 21の3日間	筑豊・京筑教育事務所管内の市町村立学校教員及び県立学校教員（各学校必ず1名参加）を対象に研修会を実施。 ※6/18, 19, 20の3日間	体育スポーツ健康課
	6-9 ギャンブル等依存症対策事業	依存症専門医療機関の選定要件である医療研修を県内で実施し、依存症専門医療機関の充実を図る。また、ギャンブル等依存症対策について関係機関が連携した取組みを実施するとともに、県民や患者、その家族に対し、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を行い、早期治療、早期発見につなげる。					○	○	○				○	○医療提供体制の整備 ・ギャンブル等依存症医療研修の開催 開催回数：1回 開催時期：令和7年3月 ・専門医療機関（令和7年3月現在、15医療機関） ○普及・啓発 ・ギャンブル等依存症問題啓発週間に合わせて県庁ロビーアクションを開催。県ホームページを更新、県LINE・Twitterへの投稿、各保健福祉（環境）事務所及び各市町村へポスター配布 開催時期：令和6年5月 ・博多駅前にて街頭啓発活動を実施（啓発物300セット配布） ・啓発冊子「ギャンブル等の問題で悩んでる福岡県民の方々へ」の重版及び送付。 重版冊数：17,800冊 送付先数：535箇所 ・啓発資料「ギャンブル等依存症を予防するために知ってほしいこと」の送付 送付先：県内の高等学校 ・福岡県ギャンブル等依存症講演会を開催（令和6年10月25名参加） ・啓発チラシ「それはギャンブル等依存症かもしれません」の県内コンビニ配架（5,400枚）	○医療提供体制の整備 ・依存症における医療研修を実施 開催回数：各依存症につき1回 ○普及・啓発 ・ギャンブル等依存症問題啓発週間に合わせて県庁ロビーアクションを開催。依存症対策啓発動画の放映、県ホームページを更新、県LINE・Twitterへの投稿、各保健福祉（環境）事務所及び各市町村へポスター配布 ・啓発冊子「ギャンブル等の問題で悩んでる福岡県民の方々へ」の重版及び送付。 ・一般県民向け講演会の開催（1回/年予定）	健康増進課こころの健康づくり推進室 精神保健福祉センター
7-0	高齢者向け情報提供	高齢者が被害にあいややすい消費者トラブルと相談窓口を掲載したパンフレットを作成し、市町村や宅配事業者等と連携して高齢者宅へ配布する。						○		○				高齢者向け配食事業者等を通じて、啓発ちらしを配布 配布部数：18,500部	高齢者向け配食事業者等を通じて、啓発ちらしを配布	福岡県消費生活センター
	7-1 消費者被害の最新情報提供	県内の市町村、高等学校、大学、専門学校、地域包括支援センター等に消費者被害の最新情報をメールで配信する。					○	○	○	○	○	○		・若者向け：年6回 ・高齢者、一般向け：毎月、臨時増刊号3回	・若者向け：年6回 ・高齢者、一般向け：毎月	福岡県消費生活センター

福岡県消費者教育施策・事業一覧

	施策・事業名	施策・事業の概要	対象				施策の方向性					令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定	実施機関	
			幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		1 特に若者	2 成人一般	3 高齢に 者	4 多様な 特性	5 ライ夫ス テージ		
							特に若者	成人一般	高齢に 者	多様な 特性	担い手 育成	多様な 主体の 連携	教育の 消費 生活に 関連する		
7 2	成年年齢引下げに対応するための消費者教育の推進	成年年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が、4年4月から施行されたことに伴い、これまで未成年者契約取消権で保護されてきた18～19歳の若者が消費者被害に遭うことが懸念されるため、高校生を中心とした若年者やその保護者に対し、出前講座による実践的な消費者教育を実施し、若年者の消費者トラブルの未然・拡大防止を図る。		○			※		○	○			(特別支援教育課) 県立特別支援学校へ、障がいのある生徒に対して悪質商法被害の未然防止のための学習に関する出前講座等を周知	(特別支援教育課) 県立特別支援学校へ、障がいのある生徒に対して悪質商法被害の未然防止のための学習に関する出前講座等を周知予定	生活安全課 高校教育課 特別支援教育課
7 3	資金業法に関する消費者への情報提供	ヤミ金融などの非正規業者を利用することができないよう、県ホームページでの情報提供等により、資金業法についての正しい知識の啓発を図る。		○	○	○						○	随時・通年	随時・通年	中小企業振興課
7 4	ニセ電話詐欺対策事業	①防犯教室や被害防止啓発キャンペーン、地域における高齢者向け会合等を通じた啓発 ②ニセ電話気づかせ隊による被害防止県民運動を通じた啓発 ③押収名簿登載者に対する啓発		○	○	○	○	○	○	○			・チラシ等を作成し、高齢者に配布 ・「ニセ電話気づかせ隊通信」を作成し、ニセ電話気づかせ隊加入団体宛に送付 ・注意喚起はがきを作成し、押収名簿登録者に送付 ・防犯機能付き電話機器「まっ太フォン」の普及啓発活動など	・チラシ等を作成し、あらゆる年齢層に配布 ・「ニセ電話気づかせ隊通信」を作成 ・注意喚起はがきを作成し、押収名簿登録者に送付 ・防犯機能付き電話機器「まっ太フォン」の普及啓発活動など	警) 生活安全総務課
7 5	暴力団犯罪緊急安全対策事業（ニセ電話詐欺対策の強化）	暴力団組織の有力な資金源であるニセ電話詐欺被害の撲滅に向けた啓発として ・固定電話通信事業者と連携の上、防犯機能サービスの利用料を一部補助することで、同サービスを普及促進～① ・上記防犯機能サービス推奨のチラシを制作し、配布～② ・高齢者向け防犯マニュアルを制作し、配布～②		○	○	○	○	○	○				・固定電話通信事業者と連携の上、同事業者が固定電話利用者に提供する防犯機能サービスの利用料を一部補助 ・チラシ等を作成し、高齢者に配付	・固定電話通信事業者と連携の上、同事業者が固定電話利用者に提供する防犯機能サービスの利用料を一部補助 ・チラシ等を作成し、高齢者に配付	警) 生活安全総務課
7 6	「あいゆう」による研修会	高齢者や障がい者の消費者問題や権利擁護等の問題について、自治体、地域包括支援センター・基幹相談支援センター、社会福祉協議会、医療機関、介護・福祉事業所、その他の各種団体の職員等や一般市民等に対して研修を実施する。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	令和6年11月22日に、福岡県弁護士会において、「セルフネグレクトへの支援～そのアプローチ方法とスキルを学ぼう！」というテーマで研修を行った。 当該研修では、当会会員の弁護士等より、成年後見実務及び虐待対応実で経験したセルフネグレクト事例に関する報告を行ったうえで、同事例に関する意見交換を行った。また成年後見を専門とする当会会員の弁護士より、事例検討の報告をした。	令和7年11月頃に研修実施を予定している。 テーマは未定。	福岡県弁護士会

福岡県消費者教育施策・事業一覧

	施策・事業名	施策・事業の概要	対象				施策の方向性					令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定	実施機関		
			幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		1 特に若者	2 成人一般	3 高齢に 者	4 ライ フス テ ー ジ	5 多様な特性			
							担い手育成	多様な主体の連携	教育の消費生活に 関連する							
生活の管理と契約	地域包括支援センター巡回研修会	地域包括支援センターの巣域ごとに、高齢者・障がい者の消費者被害に関する巡回研修会への講師派遣を行い、同時に相談業務を実施する。 地域包括支援センター等から希望のあった場合に、高齢者・障がい者等委員会、消費者委員会、法テラスから担当者を派遣して、成年後見等の手続き、高齢者の消費者被害の実態、法テラスの利用等に関する説明会を開催する。					○	○	○	○	○	○	○	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催中止。	実施未定	福岡県弁護士会
	青少年のための法律講座	高校、大学等に司法書士を派遣し、消費者被害を未然に防止するための知識を身につけることを目標とした講座を開催する。		○	○		○	○				○	○	11回（随時）	18回（随時）	
	金融経済教育研究校	子供の成長に応じ、「金銭や物に対する健全な価値観を身につける」「金融や経済の仕組みを学ぶ」等の教育を実践するため、金融経済教育研究校、金融経済教育研究グループを指定し、研究活動費の一部補助や資料提供などの支援を行うとともに、「金融経済教育公開授業」を開催する。	○	○	○		○	○				○	○	(義務教育課) ・金融経済教育研究校に対する支援と実施状況の把握 飯塚市立庄内小学校 久留米市立鶴原中学校 宮若市立宮田北小学校 行橋市立泉中学校 (高校教育課) ・金融教育研究校 福岡県立若松商業高等学校 (福岡県金融広報委員会) ・金融経済教育研究校 令和6年度指定・支援 (前年度から継続3校) ○飯塚市立庄内小学校 ○久留米市立鶴原中学校 ○福岡県立若松商業高等学校 (新規指定3校) ○福岡市立青葉小学校 ○宮若市立宮田北小学校 ○行橋市立泉中学校 ・講師派遣・資料提供：随時 ・研究費助成/申請分 ・金融経済教育公開授業（講演会講師派遣）	(義務教育課) ・金融経済教育研究校に対する支援と実施状況の把握 宮若市立宮田北小学校 行橋市立泉中学校 大牟田市立平原小学校 須恵町立須恵東中学校 (高校教育課) ・金融教育研究校 福岡県立光陵高等学校 (福岡県金融広報委員会) ・金融経済教育研究校 令和7年度指定・支援 (前年度から継続3校) ○福岡市立青葉小学校 ○宮若市立宮田北小学校 ○行橋市立泉中学校 (新規指定3校) ○大牟田市立平原小学校 ○須恵町立須恵東中学校 ○福岡県立光陵高等学校 ・J-FLEC講師派遣・資料提供：随時 7/24(木)青葉小、8/6(水)須恵東中 ・研究費助成/申請分 ・金融経済教育公開授業（講演会講師派遣）	義務教育課 高校教育課 福岡県金融広報委員会
	子ども（親子）向けの金融教育イベント	日本銀行や市町村等とタイアップし、小学生を中心とする子どもたちとその保護者に対象を絞った出前講座を開催する。	○	○				○				○	○	・日銀サマースクール：8/2(金) ・福岡市消費生活センター：8/6(火) ・福岡市南片江公民館：6/15(土) ・福岡市青葉公民館：7/20(土) ・福岡市花畠公民館：7/23(火)	(共催) ・福岡市消費生活センター：8/6(水) (J-FLEC講師派遣) ・朝倉市教育委員会(ピーポート甘木)：7/26(土) ・福岡市長丘公民館：8/2(土) ・筑後市中央公民会：12/7(日)	
	講師派遣	学校やPTA、公民館等の講座や授業へ、要望に応じてJ-FLEC講師を派遣する。	○	○	○	○	○	○			○	○	・年度間 延べ51回 うち矯正施設への講師派遣：1回	未定		
	金融学習グループの学習支援	金融について自ら学びたい方々に対し、カリキュラムの作成や講師の派遣、公開講座開催のサポート等を行う。					○	○	○	○	○	○	○	新規指定（2024/5月～） ・金融学習グループ「青葉さわやかママさん（福岡市）」	継続/1年毎更新（2024年5月～2026年3月） ・金融学習グループ：1団体 「青葉さわやかママさん（福岡市）」	福岡県金融広報委員会

福岡県消費者教育施策・事業一覧

	施策・事業名	施策・事業の概要	対象				施策の方向性					令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定	実施機関	
			幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		1 特に若者	2 成人一般	3 高齢に者	4 ライフケース			
							担い手育成	多様な主体の連携	教育の消費生活に関連する						
8 3	金融知識、生活設計等に関する情報提供	目的別、ユーザー別に金融全般の情報をホームページ「知るばると福岡」に掲載するほか、各種資料を提供する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	金融広報中央委員会※HP「知るばるとお金に関する情報を適宜更新・金融経済教育の教材・情報を提供・成人式配付「新成人のための人生とお金の知恵」を希望自治体へ送付（31先・12000部）※8月以降「金融経済教育推進機構（J-FLEC）」<R6年4月設立>へ事業承継・移管	福岡県金融広報委員会HP「知るばると福岡」金融経済教育推進機構（J-FLEC）HPを参照お金に関する情報を適宜更新・金融経済教育の教材・情報を提供・成人式配付「新成人のための人生とお金の知恵」を希望自治体へ送付予定	福岡県金融広報委員会
8 4	金融経済講演会	生活設計や消費者問題、金融経済に関する情報を提供する講演会を開催する。					○	○	○	○	○	○	・くらしに役立つ金融経済講演会in久留米市：10/24(木) （講師 ピーター・ラトル 氏（数学者・大道芸人） ・くらしに役立つ金融経済講演会in福岡市：2/12(水) （講師 紀藤 正樹 氏（弁護士）	・くらしに役立つ金融経済講演会in福岡市：未定（対面・オンライン）	福岡県金融広報委員会
8 5	県立高校金融リテラシー教育推進事業	県立高等学校の生徒を対象に金融リテラシー教育を実施する。 (1)金融経済に精通した外部人材による学校出前講座 県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程（以下「県立高校等」という）の1年生を中心に、学校や学科の特性に応じて金融に精通した外部人材を学校に派遣し、講座を行う。 (2)金融リテラシー教材の開発 出前講座で活用するワークシート等の副教材の開発に加え、1人1台端末で活用できる学習コンテンツを集約したプラットフォームを構築する。					○			○		○	【実施内容（回数・時期等）】 (1)金融経済に精通した外部人材による学校出前講座 全県立高校等（高等学校94校、中等教育学校の後期課程1校）で実施予定 (2)金融リテラシー教材の開発 令和6年度中	【実施内容（回数・時期等）】 (1)金融経済に精通した外部人材による学校出前講座 全県立高校等（高等学校94校、中等教育学校の後期課程1校）で実施予定 (2)金融リテラシー教材の改善 令和6年度中に開発したものを改善 (3)「福岡県立高校金融リテラシー教育ポータルサイト」の開設・運用 令和7年4月に1人1台端末で学習できる学習コンテンツを集めたプラットフォームを開設し、運用する。	高校教育課
8 6	パソコン講習におけるインターネット利用マナー等に関する啓発	市町村が実施するパソコン講習等を通じ、インターネットの利用に当たって守るべきマナーについての啓発を行う。					○	○	○	○	○	○	市町村あてに通知と啓発用資料例を5月に送付	令和6年度と同様に5月に通知等送付	情報政策課
8 7	非行防止・ネット適正利用地域ミーティング（一部）	青少年のメディアとのかかわりについて保護者や地域の理解を深めるため、PTAや地域団体が主催する学習会・研修会にNPOなどの講師を紹介する。	○	○	○	○	※	※	○	○	○	○	11回 (うち、ネット関連 2回)	県ホームページ等で令和7年度の講師一覧を公表し、紹介する。	青少年育成課
8 8	家庭でのネット利用ルールづくりにつなげる保護者向け研修会	県PTA連合会等と連携し、オンラインゲームの実演を通してゲームの危険性を認識し、「家庭でのネット利用に係るルール作り」につなげる小中学生の保護者向け研修会を開催。		○	○		※		○	○		○	40回	— (R6年度で事業終了)	青少年育成課

福岡県消費者教育施策・事業一覧

	施策・事業名	施策・事業の概要	対象				施策の方向性					令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定	実施機関	
			幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		1 特に若者	2 成人一般	3 高齢に 者	4 ライ フス テ ー ジ	5 多様な特性		
							担い手育成	多様な主体の連携	教育の消費生活に 関連する						
情報とメディア	8 9 保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業	公立の小学校、中学校、高校、特別支援学校において、「インターネットの適正利用」「非行防止」について学習会を実施する。	○	○	○			○	○				(義務教育課) 各学校の児童生徒の実態に応じて、ネットの危険性（ネット依存や消費者被害等）、ネットによる誹謗中傷やいじめ防止等の学習会を実施する。（小学校中学年で年に2回程度、高学年で3回程度、中学校で年3回程度実施）	(義務教育課) 各学校の児童生徒の実態に応じて、ネットの危険性（ネット依存や消費者被害等）、ネットによる誹謗中傷やいじめ防止等の学習会を実施する。（小学校中学年で年に2回程度、高学年で3回程度、中学校で年3回程度実施）	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
	9 0 「法教育センター」による弁護士の出前授業	小・中・高校等で、「法教育」の一環として「ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止」やネットトラブル防止などの弁護士による出前授業を実施する。	○	○	○			○	○				(高校教育課) 「望ましい行動の促進」、「インターネットの適正利用」、「非行防止」の3テーマの学習内容から生徒の実態に応じて選択し、年間1回程度の学習会等を実施することとしており、県立の高等学校94校、中等教育学校1校の後期課程において全日制・定時制の課程別に実施済み。県立の中学校4校、中等教育学校の前期課程においては、年間3回の実施となっており、実施済み。 (特別支援教育課) 「ネットによる誹謗中傷・いじめ等の防止等」についての学習会を実施した。（年に1回・実施時期は各県立特別支援学校により異なる。）	(高校教育課) 「望ましい行動の促進」、「インターネットの適正利用」、「非行防止」の3テーマの学習内容から生徒の実態に応じて選択し、県立の高等学校と中等教育学校の後期課程では年間1回程度、県立の中学校と中等教育学校の前期課程では年間3回程度、学習会を実施する。 (特別支援教育課) 「ネットによる誹謗中傷・いじめ等の防止等」についての学習会を実施予定。（年に1回・実施時期は各県立特別支援学校により異なる。）	福岡県弁護士会
	9 1 フィルタリング普及啓発活動	小・中・高校等での非行防止教室や保護者説明会等を通じ、フィルタリングの必要性等に係る啓発活動を推進する。	○	○	○		○	○					「ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止」やネットトラブル防止などをテーマとして出前授業を実施（小学校13回、中学校8回、高校4回） ※上記以外のテーマも含めると、小学校14回、中学校13回、高校15回、特別支援学校1回実施	同様の内容を実施予定	警) 少年課
	9 2 情報セキュリティ能力の向上に向けた広報啓発	県民を対象とした情報セキュリティ等に関する講話やホームページ等による情報発信を通じて、サイバー犯罪の手口やインターネット上のトラブルへの対策等について広報啓発を行う。				○	○	○					・保護者、児童・生徒等に対する啓発活動 947回 ・携帯電話販売店等に対する要請状況 23回	随時、通年	警) サイバー犯罪対策課
													・サイバー犯罪の現状と対策に関する講話の実施 38回 ・ホームページによる情報発信 39件 ・エックスによる情報発信 50件 ・インスタグラムによる情報発信 27件 ・ユーチューブによる情報発信 5件	講話、ホームページ等での情報発信を実施予定	